

「家族健診」のお知らせ

- 被扶養者のいる被保険者へ「健康診断のご案内」を5月7日以降、順次送付します。同案内が届きましたら速やかに被扶養者へお渡しし、積極的に受診するようお願いください。
- 健康保険組合(以下「健保組合」)には、「高齢者の医療の確保に関する法律」により、40歳以上の組合員に対して、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健康診査(以下「特定健診」)の実施が義務付けられており、当「家族健診」は、被扶養者に対して実施(被保険者は事業主の行う定期健康診断と同時に実施)するものです。
- ※特定健診の結果が所定の基準に該当した場合、特定保健指導(保健師等による生活習慣改善のための支援)を受けることとされています。

1. 対象者

- 4月1日時点および受診日当日に当健保組合の被扶養者の方
※合わせて「任意継続者」およびその被扶養者の方も当「家族健診」の対象とします。
※対象者の年齢、性別は下記「2. 健診項目」参照。

2. 健診項目

- 被扶養者の年齢、性別等に応じて下表のとおりです。
※年齢は2025年4月1日から2026年3月31日の間に到達する満年齢を指します。
＜年齢・性別健診項目表＞

◎：組込項目(費用負担なし)、○：希望して受診する項目(費用負担なし)、△：希望して受診する項目(全額自己負担)

	40歳以上の被扶養者		35～39歳の被扶養配偶者(女性)	(参考)40歳以上任意継続者・被扶養者
	配偶者(女性)	左記以外		
基本健診(特定健診)項目	◎	◎	◎	◎
大腸がん検診* ¹	◎	◎	△	◎
乳がん検診* ²	○	△	○	△
子宮頸がん検診* ³	○	△	○	△
その他のオプション項目	△	△	△	△

*1. 便潜血検査。

*2. 乳がん検診はマンモグラフィが推奨されていますが、マンモグラフィまたはエコーのどちらを受診されても自己負担はありません(両方を受診された場合、いずれか一方は「自己負担」です)。

・厚労省では2年に1回の受診を推奨しています(2年連続で受診された場合でも「費用負担なし」です)。

・また、40歳以上の方が推奨されており、35歳～39歳の方は、厚労省「がん検診推奨のレベル」において「I：死亡率減少効果の有無を判断する証拠が不十分であるため、利益と不利益のバランスが判断できない(個人の判断による受診は妨げない)」とされています。そのため、受診される場合は、医療機関のリーフレットなどをご確認し、受診の是非をご自身で判断してください。

*3. 子宮頸部細胞診。厚労省では2年に1回の受診を推奨しています(2年連続で受診された場合でも「費用負担なし」です)。

3. 申込方法

- 京都工場保健会(委託先)のHPからWEBでお申込みください。
※申込画面のURLは「健康診断のご案内」参照。同案内は所属の事業主から(大同生命は同社の社内便にて)送付されます。

4. 申込締切日

- 2025年6月30日

5. 健診実施期間

- 健診会場の所在地に応じて、下表の期間までに受診を終えてください。

近畿地区	2026年 3月10日まで
近畿地区以外	2025年12月31日まで

【参考】国民健康保険の特定健診(集合契約B)

- 市町村国保の実施する健診で、健保組合の加入者も国民健康保険の加入者と同じ医療機関で受診できる仕組みです。「家族健診」の日程・会場の都合が合わないとき、利用をご検討ください(費用は全額健保組合が負担)。
- 健保組合HPから「集合契約B<国保の特定健診>受診券発行申請書(健保0001)」(健保組合HP-「申請書類一覧」-「健診費用の補助」に掲載)を作成し、健保組合へ申し出てください。健保組合が「受診券」を発行するので「マイナ保険証」(持っていない場合は「健康保険証」または「資格確認書」)をあわせて医療機関に提示し受診してください。

以上